平成２２年（再ロ）第１２号

新潟県南魚沼市五日町589番地６

再生債務者　佐藤まゆみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月８日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第５号

兵庫県西宮市一ケ谷町１番24―307号

再生債務者　藤川　忠靖

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再ロ）第２号

札幌市中央区北４条西22丁目１番10―801号

再生債務者　田中　秀規

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月10日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第４２号

山形市春日町６番14号　プロパティ春日町102号

再生債務者　高橋　英昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月10日

山形地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第９号

熊本市上代８丁目14番３号

再生債務者　末田　文也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月10日

熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第１０号

熊本県宇土市古城町192番地16

再生債務者　草野　敏幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月10日

熊本地方裁判所民事第１部

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年５月 31 日

経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　海江田万里

附則第７条の次に次の１条を加える。

（災害見舞金附加金）

第８条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月

⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月

⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月

⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月

⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月

⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月

附　則

この変更は、平成23年５月31日から施行し、同年３月11日から適用する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.netkeisai.com/1001396/osework.html

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月十九日
掲載頁　八十九頁（号外第一七四号）

平成二十三年六月二十日
埼玉県朝霞市西原一丁目七番一号
（甲）株式会社ランダルコーポレーション
代表取締役　岡島　正和

東京都西東京市中町四丁目二番二六号
（乙）株式会社ランダル
代表取締役　岡島喜美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月十三日
掲載頁　八十九頁（号外第九十八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月十三日
掲載頁　八十九頁（号外第九十八号）

平成二十三年六月二十日
東京都杉並区井草一丁目一三番一五号
（甲）東亜紙巧業株式会社
代表取締役　神谷　次彦

東京都杉並区下井草三丁目一八番一六号
（乙）株式会社三晃社
代表取締役　神谷　次彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲のＤＳ事業本部、ＤＳ商品本部が運営する信州池田店において営む小売事業及びその付随事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年八月二十一日であり、甲は会社法第七八四条第三項、乙は同第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十三年四月二十八日
掲載頁　四十一頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月二十日
掲載頁　八十六頁（号外第一〇三号）

平成二十三年六月二十日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
（甲）イオンリテール株式会社
代表取締役　村井　正平

長野県松本市双葉一〇番二三号
（乙）マックスバリュ長野株式会社
代表取締役　石田　伸二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲のＤＳ事業本部、ＤＳ商品本部が運営する弥富店、那須店、芸濃店、天理店、野洲店、那須塩原店、さくら店、大安寺店、真岡店、津河芸店、刈谷店、輪之内店、岐阜池田店、養老店、松阪川井町店、高月店、菰野店、ＩＦＯ富士南店、ＩＦＯ蔵店、ＩＦＯイオン上里店、ＩＦＯ水戸南店において営む小売事業及びその付随事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年八月二十一日であり、甲は会社法第七八四条第三項に基づき株主総会の承認決議は平成二十三年五月十二日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。